

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、外ヶ浜町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための町民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、外ヶ浜町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、風水害等防災計画は別編とする。

1. 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
2. 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、外ヶ浜町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、外ヶ浜町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
3. 地震・津波災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
4. 外ヶ浜町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

1. 防災組織（第2章）

防災対策の実施に万全を期するため、外ヶ浜町並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。
2. 災害予防計画（第3章）

地震・津波災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、外ヶ浜町及び防災関係機関等の予防的な施策・措置等について定めるものである。
3. 災害応急対策計画（第4章）

地震・津波災害による被害の拡大を防止し、又は二次的に発生する災害を防御するため、外ヶ浜町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。
4. 災害復旧対策計画（第5章）

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、外ヶ浜町及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1. 町

町は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

(1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5. 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から地震・津波災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より地震・津波災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
外ヶ浜町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議に関する事 2. 防災に関する組織の整備に関する事 3. 防災に関する調査、研究に関する事 4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事 5. 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関する事 6. 防災に関する物資等の備蓄に関する事 7. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関する事 8. 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）の安全確保に関する事 9. 地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関する事 10. 水防活動、消防活動に関する事 11. 災害に関する広報に関する事 12. 避難勧告等に関する事 13. 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関する事 14. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関する事 15. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関する事 16. 建築物等の応急危険度判定に関する事 17. 罹災証明の発行に関する事 18. 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関する事 19. その他災害対策に必要な措置に関する事
外ヶ浜町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災教育に関する事 2. 文教施設の保全に関する事 3. 災害時における応急の教育に関する事 4. その他災害対策に必要な措置に関する事
青森地域広域事務組合 消防本部 中央消防署外ヶ浜分署 中央消防署今別分署 外ヶ浜町消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の予防、警戒及び防御に関する事 2. 人命の救助及び救急活動に関する事 3. 住民への情報伝達及び避難誘導に関する事 4. 防火対象物の保安管理の指導、監督に関する事 5. 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関する事
青森県 外ヶ浜警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関する事 2. 災害時の警備に関する事 3. 災害広報に関する事 4. 被災者の救助、救出に関する事 5. 災害時の遺体の検視・死体調査、身元確認等に関する事 6. 災害時の交通規制に関する事 7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関する事 8. 避難勧告等に関する事 9. 大津波警報、津波警報及び津波注意報（以下「津波警報等」という。）の伝達に関する事 10. その他災害対策に必要な措置に関する事

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
青 森 県	東青地域県民局 地域健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助に関すること 2. 医療機関との連絡調整に関すること 3. 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること 4. 防疫に関すること
	東青地域県民局 地域整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、海岸、急傾斜地、港湾、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関する こと 2. 水防活動に関すること
	東青地域県民局 地域農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業、畜産業、林業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に 関すること 2. 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関 すること 3. 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に 関すること 4. 漁港施設・漁港海岸施設・漁場施設・水産業共同利用施設等の被害 状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	東青教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文教関係の災害情報の収集に関すること 2. 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること
指 定 地 方 行 政 機 関	東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常通信協議会の育成、指導に関すること 2. 非常通信訓練に関すること 3. 防災行政無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及 び孤立防止用無線の開局、整備に関すること 4. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する こと
	青森労働局 （青森労働基準監督署） （ハローワーク青森）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者に対する職業のあっせんに関すること 2. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること 3. 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関する こと 4. 災害時における労務供給に関すること
	農林水産省 （東北農政局、青森県拠 点を含む。）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に 関すること 2. 農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関 すること 3. 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供 給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること 5. 土地改良機械の緊急貸付けに関すること 6. 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関 すること 7. 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、 経営資金、事業資金等）の融通に関すること

機	関	名	処理すべき事務または業務の大綱
指定 地方 行政 機関	東北森林管理局		<ol style="list-style-type: none"> 1. 森林、治山による災害防止に関すること 2. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること 3. 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること 4. 災害時における関係職員の派遣に関すること 5. 林野火災防止対策等に関すること 6. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 青森国道維持出張所		<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設（直轄）の整備に関すること 2. 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方气象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること 3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること 4. その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること 5. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	東北地方整備局 （青森港湾事務所） （八戸港湾・空港整備事務所）		<ol style="list-style-type: none"> 1. 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関すること 2. 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに災害対策の指導、協力に関すること 3. 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧対策に関すること
	東北運輸局 （青森運輸支局） （八戸海事事務所）		<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2. 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること
	東京航空局 （三沢空港事務所） （青森空港出張所）		<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること 2. 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること 3. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
	第二管区海上保安本部 （青森・八戸）海上保安部		<ol style="list-style-type: none"> 1. 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関すること 2. 海難救助、海上消防、避難勧告等及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること 3. 海上警備、海上における危険物の保安措置、海上災害に対する防除活動及び海上交通の確保等に関すること 4. 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関すること
	青森地方气象台		<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表・伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
	陸上、海上、航空自衛隊		<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関すること 2. 災害時における応急復旧の支援に関すること

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本旅客(北海道旅客、日本貨物)鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社、津軽鉄道株式会社、弘南鉄道株式会社	1. 鉄道事業の整備及び管理に関すること 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること 3. その他災害対策に関すること
	東日本電信電話株式会社 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ東北青森支店 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	1. 気象警報の町への伝達に関すること 2. 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関すること 3. 災害対策機器等による通信の確保に関すること 4. 電気通信設備の早期復旧に関すること 5. 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関すること
	日本郵便株式会社 大平簡易郵便局 蟹田郵便局 龍飛岬郵便局 三厩郵便局 陸奥平館郵便局 陸奥舟岡郵便局	1. 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関すること
	日本赤十字社青森県支部	1. 災害時における医療対策に関すること 2. 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること 3. 義援金品の募集及び配分に関すること
	日本放送協会青森放送局 青森放送(株) (株)青森テレビ 青森朝日放送(株) (株)エフエム青森	1. 放送施設の整備及び管理に関すること 2. 地震・津波情報、津波警報等、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
	(一社)青森県エルピーガス協会	1. ガス供給施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること
	青森市医師会	1. 災害時における医療救護に関すること
	(公社)青森県トラック協会青森支部 日本通運(株)青森営業所 福山通運(株)青森支店 佐川急便(株)青森営業所 ヤマト運輸(株)蟹田センター 西濃運輸(株)青森支店	1. 輸送施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること
	日本銀行（青森支店）	1. 災害時における通貨及び金融対策に関すること
	東日本高速道路株式会社 （東北支社、青森・八戸・十和田管理事務所）	1. 東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
商工会、商工会議所等 商工業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事 2. 災害時における物価安定についての協力に関する事 3. 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関する事
農林水産業関係協同組合 森林組合 土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林水産業に係る被害調査に関する事 2. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 3. 被災組合員に対する融資又はあっせんに関する事
運輸業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における輸送等の協力に関する事
建設業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における応急復旧への協力に関する事
その他ボランティア団体 等の各種団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における被害状況の調査に対する協力に関する事 2. 災害応急対策に対する協力に関する事
放送機関 コミュニティFM	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放送施設の整備及び管理に関する事 2. 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波情報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事
道の駅運営管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員に対する防災教育・訓練に関する事
病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事 3. 災害時における病人等の受入れに関する事 4. 災害時における負傷者の医療・助産及び保険措置に関する事
社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事 3. 災害時における入居者の保護に関する事
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災事業者に対する資金の融資に関する事
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災教育に関する事 2. 避難施設の整備、避難訓練の実施に関する事 3. 災害時における応急の教育に関する事
危険物関係施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における危険物の保安に関する事
多数の者が出入りする事業所等 (病院・百貨店・工場等)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事 3. 来場者等に対する避難誘導に関する事

公共的団体その他防災上重要な施設の管理

第6節 町の自然的・社会的条件

1. 位置

本町は、津軽半島北東部に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と相対する旧三厩村から、半島のほぼ中央に位置する旧蟹田町まで、東西27km、南北25km、約230km²の面積を有する農村漁村地域である。

- ・ 面積 230.30km²
- ・ 広ぼう 東西27km、南北25km
- ・ 北緯 南端41°2′ 北端41°15′
- ・ 東経 東端140°38′ 西端140°20′

2. 地勢

(1) 地形及び地質

本町は、津軽半島の中央部を南北に走る中山山脈が西側に連なり、この山脈から海岸線に向けて流れる河川沿いに緩やかな平地部が形成され、集落と耕地のほとんどは河川の流域及び海岸線に沿って位置しています。総面積の約90%が山林で、その多くは国有林野であり、農用地及び宅地の割合はわずかとなっている。

地質は蟹田地区が新第三紀層浜田統及び第四紀沖積層によって形成され、海岸に接近した部分に砂壤土、蟹田川流域に埴壤土がみられる。また河川の流域及び三麓の一部は泥炭及び黒泥炭質からなっている。平館地区は、第三紀層から成っており、安山岩、石英粗面岩より構成され、平地は河川の氾濫源からなる沖積層で形成され水田、畑地は沖積岩及び丘推積物である。また、三厩地区は新第三紀層で安山岩を主とする火山岩類によって成り立っており、土壌は、一般に埴壤土が多く中腹以下の林地では表土が深く腐植土が見られるが三領一帯は表土が薄く、下層は安山岩となっている。

(2) 河川及び湖沼

蟹田地区に於いては、中山山脈を分水嶺として上流より砂川沢、藤股沢川、清水股沢川、上小国沢、南小国沢、北小国沢、中師沢等が流入する蟹田川が中央を流れており、陸奥湾に注ぐこの川は当町では最長の全長15.7kmの河川である。また、平館地区に於いては袴腰岳（707m）を源として陸奥湾に注いでいる全長6kmの湯ノ沢川が流れている。さらに三厩地区に於いては本町最高峰の増川岳（713m）を起源とする増川川（4.5km）と算用師川（2.8km）等が流れている。

(3) 海岸

海岸線は、陸奥湾・津軽海峡に面し南北約46kmとなっている。

(4) 道路等

本町の道路は青森市から蓬田村・今別町を経由する国道280号線と三厩地区からつがる市までの国道339号線が主幹道路である。この国道339号線は津軽半島を一週できることから、観光面から多くの期待を寄せている。

3. 気象

本地域は、夏季が短く冬季が長い積雪寒冷地帯である。過去5年間の気象状況についてみると、年平均気温は9.6℃～10.5℃と冷涼で、降水量も1219.0mm～1779.5mmとなっており、冬季積雪期間は11月下旬から4月上旬までである。

春の終わりから夏にかけて、オホーツク海の冷氣を含んだ偏東風（以下、「ヤマセ」という）による低温が続くことがあり、農作物に大きな影響を与えることもある。また、冬は偏西風が強くと降雪の日が多いため日照時間も少なく、冬道の交通をはじめ住民の日常生活に支障をきた

している。

4. 人口及び世帯

本町の人口は昭和55年から平成27年までの35年間で41.4%（6,196人）と半分に減少している。その原因を産業別にみると、農業従事者は経営規模が零細であることに加え、米の生産調整やヤマセの影響等で生産性が不安定なため、離農や農外収入を求める農家が増えたことによるものである。

一方、漁業従事者はホタテ貝養殖により順調な伸びを示したが貝の価格低迷や、定置網漁業等においては水産資源の減少などにより、漁業就労者は他産業への就労を余儀なくされたためである。また、三厩地区にあっては昭和40年以降に青函トンネル工事により人口が増加したものの、工事の完成により急激に減少した。

これらの人たちが地元で就労するにも雇用の場が少なく、さらに、生活環境基盤の立ち遅れや都市指向により、新規学卒者を中心とした若年者の首都圏及び都市部への就職や出稼ぎ者が増加し、官公庁の統廃合による近郊地への流出も加わって過疎現象が続いている。

現在、農・漁業とも従事者の高齢化が進み後継者不足に悩まされるなど、依然として労働力が脆弱な実情にあり、地域社会の維持・発展の核となる担い手不足が深刻化し、地域活力の低下を招いている。

・人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和55年	昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	14,955	12,855	△14.0	10,663	△17.1	9,813	△8.0
0歳～14歳	3,407	2,528	△25.8	1,857	△26.5	1,401	△24.6
15歳～64歳	9,843	8,437	△14.3	6,746	△20.0	6,026	△10.7
うち15歳～29歳(a)	2,886	2,256	△21.8	1,490	△34.0	1,292	△13.3
65歳以上(b)	1,705	1,890	10.9	2,060	9.0	2,386	15.8
(a)/総数 若年者比率	19.3	17.5	—	14.0	—	13.2	—
(b)/総数 高齢者比率	11.4	14.7	—	19.3	—	24.3	—

区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	9,170	△6.6	8,215	△10.4	7,088	△13.7	6,196	△12.6
0歳～14歳	1,014	△27.6	773	△23.8	611	△21.0	437	△28.5
15歳～64歳	5,395	△10.5	4,618	△14.4	3,658	△20.8	2,927	△20.0
うち15歳～29歳(a)	1,183	△8.4	943	△20.3	577	△38.8	419	△27.4
65歳以上(b)	2,761	15.7	2,824	2.3	2,819	△0.2	2,832	0.5
(a)/総数 若年者比率	12.9	—	11.5	—	8.1	—	6.8	—
(b)/総数 高齢者比率	30.1	—	34.4	—	39.8	—	45.7	—

・世帯の推移

年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯	3,125	3,130	2,969	2,789	2,577

5. 土地利用状況

総面積は23,030ha（県総面積の2.5%）で、山林が89.9%（20,712ha）と大部分を占め、そのほとんどが国有林である。また、農用地はわずか4.6%（1,068ha）と少ない。

土地利用状況

平成30年度

	総面積	農用地	宅地等	山林	原野	その他
実数(ha)	23,030	1,068	203	20,712	367	680
比率(%)	100.0	4.6	0.9	89.9	1.6	3.0

6. 産業及び産業構造の変化

本町の産業別就業者数は次のとおりである。

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
就業人口	4,658	100	4,112	100.0	3,595	100.0	2,965	100.0	2,597	100.0
第一次産業	1,327	28.5	991	24.1	852	23.7	678	22.9	599	23.1
第二次産業	1,440	30.9	1,243	30.2	936	26	602	20.3	533	20.5
第三次産業	1,884	40.4	1,877	45.6	1,802	50.2	1,684	56.7	1,455	56.0
分類不能の産業	7	0.2	1	0.1	5	0.1	1	0.1	10	0.4

資料：国勢調査

第7節 青森県の主な活断層

県の調査によると、本県において認められている主な活断層は次のとおりとなっているが、この調査結果を地震対策の基礎資料として活用するとともに、活断層の存在や活動性等について永続的に留意する。

名 称	分 布 状 況
津軽山地西縁断層帯	五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約16kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて約23kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められている。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約12kmにわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められている。
折爪断層	五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約21kmにわたって分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。
青森湾西岸断層帯 (青森湾西断層、野木和断層及び入内断層)	蓬田村から青森市にかけて約31kmにわたって分布し、北北西～南南東方向に延びている。

第8節 災害の記録

1. 地震

- (1) 昭和43年（1968年）5月16日午前9時48分
M7.9の大地震「十勝沖地震」が発生
蟹田では全壊1戸その他堤防の決壊などの被害が出た。
- (2) 昭和58年（1983年）5月26日午前11時59分
M7.7の大地震「日本海中部地震」が発生
被害額(蟹田)12億円余、(三厩)2億3,400万円。
- (3) 平成23年（2011年）3月11日午後2時46分
M9.0の大地震「東日本大震災」が発生
町内全戸停電。

2. 津波

- (1) 寛保元年（1741年）
大津波あり。人家の流出甚しく、死者多く出す。

3. その他

- (1) 昭和35年（1960年）5月23日04時11分
チリ地震津波。24日津波が太平洋沿岸を襲う。県下の被害額1億円。
- (2) 平成5年（1993年）7月12日22時17分
北海道南西沖地震が発生。M7.8。
- (3) 平成6年（1994年）12月28日21時19分
三陸はるか沖地震が発生。M7.6。
- (4) 平成7年（1995年）1月7日7時37分
三陸はるか沖地震の最大余震。M7.2。

第9節 地震・津波による被害想定

平成24年度から平成25年度及び平成27年度に実施した県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震のうち、概ね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きかつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら3つの被害想定調査結果を地震・津波対策の基礎資料として活用する。なお、将来発生しうる最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるものとは限らないことに留意する必要がある。

1. 青森県

	死者・負傷者数	建物全半壊数	津波第1波到達時間
想定太平洋側海溝型地震	47,000人	201,000棟	30分～60分
想定日本海側海溝型地震	11,400人	53,000棟	6分～30分
想定内陸型地震	12,900人	64,000棟	1分～5分

2. 外ヶ浜町

	死者・負傷者数	建物全半壊数
想定太平洋側海溝型地震	110人	1,530棟
想定日本海側海溝型地震	140人	940棟
想定内陸型地震	140人	1,450棟

第10節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における地震・津波災害発生状況に加え、これを超える被害の発生をも勘案し、発生し得る地震・津波災害を想定し、これを基礎とした。

特に、平成24年度から25年度まで及び平成27年度に実施した青森県地震・津波被害想定調査では、最大クラスの地震・津波により甚大な被害の発生が想定されているが、耐震対策の実施や早期避難等により大幅な減災効果が見込まれることから、本計画の確実な実施が求められる。